

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月、A会社（以下「会社」という。）に採用され、システムエンジニアとして就労していたが、平成○年○月に自殺を図り、同年○月○日、会社を退職した。

被災者は、平成○年○月○日、公園において縊頸により心肺停止の状態で発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日午後○時○分、直接死因：低酸素脳症、直接死因の原因：縊頸、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月頃、ICD—10診断ガイドラインにおける「F32. うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状等の経過に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人は、被災者が上司に厳しく叱責された旨主張しており、これは、認定基準別表 1 の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する出来事であるとの主張とみることができる。

しかし、請求人の主張は具体性を欠く上、当審査会において関係者らの申述を始めとして一件記録を精査するも、被災者が上司から厳しく叱責されたことを推認し得る根拠を見いだすことはできず、請求人の主張を採用することはできない。

(イ) 請求人は、休職中の被災者が B 部長から、要旨、「次の職場は、C 国か D 国だ。」、「辞めてくれ。」などと退職を強要されるような、ひどい言葉を掛けられたと主張しており、これは、認定基準別表 1 の「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に該当する出来事であるとの主張とみることができる。

同主張については、決定書理由に説示するとおり、被災者が本件疾病を発病して、相当期間経過後の出来事であり、そもそも、評価の対象とはならないものであるが、当審査会において、改めて、一件記録を精査するも、B 部長の発言は、休職期間の期限が迫る中、再び体調を崩した被災者に対して会社の近況や休職制度等の説明を行ったに過ぎないものと推認され、認定基準別表 1 に該当する出来事としては、評価出来ないものと判断する。

(ウ) 被災者の時間外労働時間について

請求人は、被災者が午前 3 時頃まで残業するなど、長時間労働を行っていた旨主張することから、当審査会においては、認定基準別表 1 の「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）との出来事に該当するとみて検討するも、被災者の発病前 6 か月のうち、最長となる時間外労働時間数は発病前 4 か月前の 1 か月 25 時間 14 分であり、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断することが相当である。

(4) 以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」となる出来事が一つ認められるにすぎず、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものであると判断する。

(5) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

被災者は、高校時代の平成○年○月に、E 病院を受診し、「身体表現性障害」

と診断され、治療を受けた後、平成○年○月には焦燥が強くなったとして、F病院に入院し、同病院では、「F 3 4. 9 持続性気分障害、特定不能のもの」と診断されている。さらに、被災者は、大学時代の平成○年○月から同年○月までの間、Gクリニックを受診し、「うつ状態」として通院治療を受けている。

以上のように、被災者は、若年期から精神障害の発病と寛解を繰り返しており、本件疾病もその一連の病態であると認められることから、当審査会としても、個体側要因は顕著であるものと判断する。

なお、被災者は、会社に就職後も、Gクリニックを始め複数の医療機関で治療を受け、実父の自殺、家族間の不和及び住宅ローン等の返済に係る負担等の悩みを訴えている。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。